愛知県特定家畜伝染病緊急対策会議
知事あいさつ要旨

早朝からお集まりいただきありがとうございます。

昨日（１１月２２日（日））、豊橋市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例があり、遺伝子検査を行った結果、本日、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。本県としては、２０２５年１月以来の発生であり、今シーズン全国３例目の事例となります。

本病の感染拡大を防ぐためには、直ちに殺処分等の防疫措置を講じる必要があります。

各局においては、「愛知県特定家畜伝染病緊急対策実施要綱」に基づき、全庁一丸となって防疫措置にしっかりと対応いただきますようお願いします。

被害を最小限に食い止めるため、ご協力いただくよう、重ねてお願いを申し上げます。

愛知県特定家畜伝染病緊急対策会議
農業水産局長説明要旨

（１） 豊橋市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

○　１１月２２日（日）午前１１時５５分頃、豊橋市の採卵鶏農場から、飼養する鶏がまとまって死亡している旨の通報が、東部家畜保健衛生所にあったため、当該家畜保健衛生所の家畜防疫員が、死亡した鶏等で鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、陽性と判明しました。

○　このため、当該農場の鶏等の移動制限や、周辺農場における鶏等の移動自粛を要請するなどの措置を講じております。

○　また、簡易検査が陽性となった検体等を中央家畜保健衛生所に搬入し、遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子が検出されました。農林水産省に報告したところ、本日（１１月２３日（月））午前８時に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定されました。

○　このため、約８万羽の殺処分等の防疫措置を開始したところでございます。

（２）防疫方針について

○　続きまして、防疫方針ですが、殺処分は３日程度を要し、防疫措置完了は、１１月２７日（金）を見込んでおります。

○　防疫措置を速やかに進めるため、殺処分等の一部防疫作業については民間業者へ委託し、県職員の動員は農業水産局及び農林基盤局の職員に限定することとしております。

○　また、今回殺処分した鶏等は、豊橋市及び豊川市内の焼却施設で焼却処理する予定です。

○　防疫措置完了後、２１日を経過した時点で周辺農場の移動制限は解除され、また２８日を経過した後に検査で陰性を確認して、１２月下旬に高病原性鳥インフルエンザは終息となります。